| | | |
|---|---|---|
| ロ　いずれの事業者も当該事業者が発行済株式の全部を有する株式会社と合算して特定関係事業者の総株主の議決権の三分の二以上を有しない二以上の事業者が事業再編又は特別事業再編を共同して実施するに当たり、法第三十条第一項、第二項又は第五項の規定による特例措置を受けようとする場合<br>二以上の事業者が共同して事業再編計画又は特別事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けようとする場合において、当該二以上の事業者のいずれか一の事業者及び当該事業者が発行済株式の全部を有する株式会社が特定関係事業者の総株主の議決権の三分の二以上を有している場合以外の場合は、当該二以上の事業者は、一の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項又は三の特別事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項に定める生産性の向上及び財務内容の健全性の向上に関する目標等の必要な要件に加え、当該二以上の事業者が認定計画に従って事業再編又は特別事業再編のための措置を共同して行うことを書面により合意している場合に限り、法第三十条第一項、第二項又は第五項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画又は特別事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けることができるものとする。 | ［新設］ | |
| ハ　不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況にある場合において、事業者が事業再編又は特別事業再編を実施するに当たり、法第三十条第一項、第二項又は第五項の規定による特例措置を受けようとする場合<br>事業者は、法第三十条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる行為又は同条第五項の株式等売渡請求（以下ハにおいて「事業譲渡等」という。）について特定関係事業者とその取締役との利益が相反する状況にある場合その他の不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況にある場合には、一の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項又は三の特別事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項に定める生産性の向上及び財務内容の健全性の向上に関する目標等の必要な要件に加え、行政機関によって策定された関連する指針等を勘案し、事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するための措置を講ずる場合に限り、法第三十条第一項、第二項又は第五項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画又は特別事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けることができるものとする。 | ［新設］ | |
| ニ　関係事業者としようとする他の株式会社等の議決権保有割合が百分の四十に満たない事業者が事業再編又は特別事業再編を実施するに当たり、法第三十二条第一項の規定による特例措置を受けようとする場合<br>他の株式会社又は外国法人の議決権の総数に対する自己（その子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）及び子法人等（会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第三条第三項第一号に規定する子法人等をいう。）を含む。⑵において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合（以下「議 | ロ　関係事業者としようとする他の株式会社の議決権保有割合が百分の四十に満たない事業者が事業再編を実施するに当たり、法第三十四条第一項の規定による特例措置を受けようとする場合<br>他の株式会社又は外国法人の議決権の総数に対する自己（その子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）及び子法人等（会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第三条第三項第一号に規定する子法人等をいう。）を含む。）の計算において所有している議決権の数の割合 | |